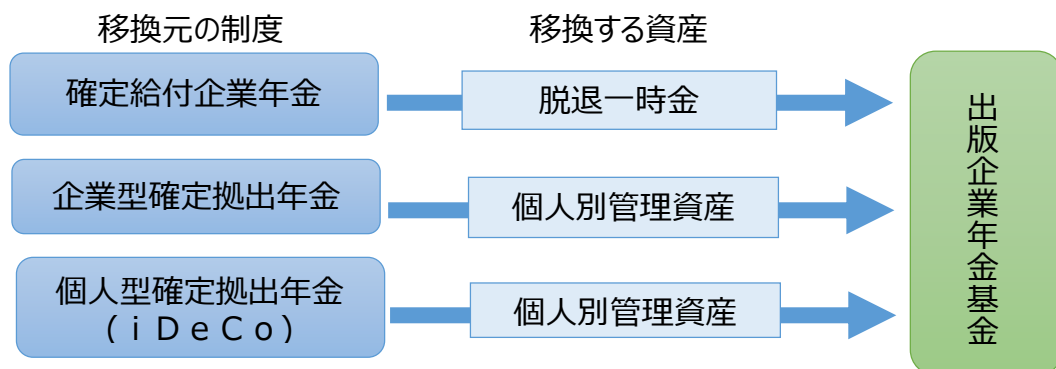


平成 30 年 10 月より

確定給付企業年金  
企業型確定拠出年金  
個人型確定拠出年金(iDeCo) } から当基金へ資産を移換することが  
できるようになりました。

以前のお勤めの年金制度や個人型確定拠出年金(iDeCo)から当基金へ資産を移換することができるようになりました。

資産移換をした場合、移換した資産と当基金加入中の掛金（事業主負担）を計算の基礎として、ご退職後にお支払いする一時金や年金の金額を算出します。



※ 資産を移換するには、一定の期間内（確定給付企業年金は退職から1年以内、確定拠出年金は退職から6カ月以内）に手続きを行う必要があります。移換元の制度の事務手続きに時間がかかる場合もありますので、当基金への移換手続きのスケジュールを移換元の制度にご確認ください。

### 資産の移換手続きの流れ（①～③は、移換希望の方に行っていただく手続きです）

① 移換元の制度に以下の内容をご確認ください。

- ・ 移換元の制度の種類
- ・ 移換する資産の有無
- ・ 移換手続きのスケジュール

② 当基金に移換申出書をご請求ください。

→ 「移換申出書」をお送りいたします。

③ 当基金から送られてきた「移換申出書」に記入して、移換元の制度にお送りください。

④ 資産の移換が完了したら、当基金より「移換完了通知」を送りいたします。

お問合せ・「移換申出書」のご請求は、

出版企業年金基金 業務部業務課  
TEL 03-5259-9111